## 8 段階から 10 段階へ

要介護・要支援認定者数の増加や介護給付 費の増加が見込まれることから、平成24年度 から平成26年度までの、65歳以上の人の介 護保険料を見直しました。

大きく変わった点は、基準額が4200円か ら4700円になったこと。また、基準額が増 額したことによる低所得者層への負担に配慮

## 第4期計画(平成21~23年度) 基準額 月額4200円

	所得段階	調整率	保険料 (年額:円)	
第 1 段 階	<ul><li>○生活保護受給者</li><li>○老齢福祉年金受給者で</li><li>世帯全員が住民税非課税の人</li></ul>	0.50	25, 200	
第2段階	○世帯全員が住民税非課税の人で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円以下の人	0.50	25, 200	
第3段階	○世帯全員が住民税非課 税の人で、第2段階に 該当しない人	0.75	37, 800	細分
第 4 段階	○世帯のだれかが住民税 課税だが、本人は住民 税非課税で前年の合計 所得金額と課税年金収 入金額の合計が80万 円以下の人	0.88	44, 300	
第 5 段階	○世帯のだれかが住民税 課税だが、本人は住民 税非課税で第4段階に 該当しない人	1.00	50,400	_
第6段階	○本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額が 100万円未満の人	1.14	57, 400	
第 7 段 階	○本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額が 100万円以上200万 円未満の人	1.25	63,000	
第 8 段階	○本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額が 200万円以上の人	1.50	75,600	

するため、介護保険料の区分が8段階から10 段階になりました。

平成24年度の介護保険料の決定について は、7月中旬に通知書を送付します。

問い合わせ 介護保険課介護保険係 (☎92) 8369)

## 第5期計画(平成24~26年度) 基準額 月額4700円

		所 得 段 階	調整率	保険料 (年額:円)
<b>\</b>	第 1 段階	<ul><li>○生活保護受給者</li><li>○老齢福祉年金受給者で 世帯全員が住民税非課 税の人</li></ul>	0.50	28, 200
<b>→</b>	第2段階	○世帯全員が住民税非課 税の人で、前年の合計 所得金額と課税年金収 入金額の合計が80万円 以下の人	0.50	28, 200
	第3段階	○世帯全員が住民税非課 税の人で、前年の合計 所得金額と課税年金収 入金額の合計が80万円 を超え120万円以下の 人	0.65	36,600
化	第 4 段階	○世帯全員が住民税非課 税の人で、第2段階・ 第3段階に該当しない 人	0.75	42,300
<b>*</b>	第5段階	○世帯のだれかが住民税 課税だが、本人は住民 税非課税で前年の合計 所得金額と課税年金収 入金額の合計が80万円 以下の人	0.88	49,600
<b>*</b>	第6段階	○世帯のだれかが住民税 課税だが、本人は住民 税非課税で第5段階に 該当しない人	1.00	56,400
<b>*</b>	第7段階	○本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額が 100万円未満の人	1.14	64, 200
<b>*</b>	第8段階	○本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額が 100万円以上190万円 未満の人	1.25	70,500
<b>&gt;</b>	第9段階	○本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額が 190万円以上400万円 未満の人	1.50	84,600
新設	第10段階	○本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額が 400万円以上の人	1.75	98,700

# 変わります国民健康保険税介護保険料

# ■国民健康保険

## 保険税率の変更

平成24年度の国民健康保険税率(所得割率、均等割 額、平等割額)が次のとおり変更されます。

進む高齢化や医療の高度化などで一人あたりの医療 費が年々増加し、財政支援や基金の取り崩しだけでは 財源確保が難しいため、被保険者の皆さんにも保険税 を相応に負担していただくことになりました。

平成24年度の保険税の決定については、6月中旬に 国民健康保険に加入している人がいる世帯の世帯主に 通知書を送付します。

		医療保険分	後期高齢者支援金分	介護 2 号保険分
	①所得割額	課税標準額※ <b>× 7.5 %</b> (6.2 %)	課税標準額※ <b>× 2.4 %</b> (1.6 %)	介護 2 号該当者の 課税標準額※ <b>× 2.0 %</b> (1.4 %)
	②均等割額	23,400円 ※被保険者数 (20,100円)	<b>7,500円</b> ※被保険者数 (5,400円)	12,000円 ×介護2号該当者の 被保険者数 (9,900円)
	③平等割額	1 世帯当たり <b>19,200 円</b> (18,900 円)	1 世帯当たり <b>6,000 円</b> (5,100 円)	
	賦課限度額	51 万円	14万円	12 万円

() 内の数値は、平成23年度分までのもの

①+②+③=平成24年度国民健康保険税

※課税標準額:国民健康保険の加入者ごとの平成23年中(1月~12月)の総 所得金額から基礎控除(33万円)を引いた額

- ◎この税率は平成24年度課税分(平成24年4月~平成25年3月)からの保 険税に適用されます。
- ◎合計額が賦課限度額を超える場合は、賦課限度額が保険税となります。
- ◎40歳以上65歳未満の人が加入している世帯には、介護2号保険分が同時に かかります。
- ◎保険税を納める人は、国民健康保険に加入している人がいる世帯の世帯主で す。

**問い合わせ** 保険に関すること 市民課保険年金係 (☎<sup>92)</sup> 8257) 税に関すること 税務課市民税係 (☎⑨ 8234)

Soja City Public Relations, 2012.5 | 14 15 | Soja City Public Relations, 2012.5